

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」
温浴業務及びレストラン等運営業務の委託事業
事業者募集要項

令和4年5月

宇陀市

目 次

1.趣旨及び目的	1
2.事業概要	1~2
3.施設活用及び契約内容	3~4
4.留意事項	4~5
5.参加資格	5~6
6.参加手順	6
7.現地説明会	6
8.質疑及び回答	6~7
9.応募書類等	7~8
10.審査方法等	8~9
11.選定結果の通知・公表	9
12.契約手続き	9~10
13.様式及び資料	10
14.募集等スケジュール	10

【別表】 審査基準

1 趣旨及び目的

宇陀市では、利用者サービスの向上と効率的、効果的な運営及び地域の活力を積極的に活用した運営を行う事をめざし、地方自治法及び宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年宇陀市条例第7号)の規定に基づき、平成18年4月から宇陀市心の森「多世代交流プラザ」の管理運営について、指定管理者制度を導入しています。本来、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、指定管理者が管理業務を遂行する予定でしたが、指定取消の決定に伴い、この度令和4年6月30日をもって、指定管理期間を終了することになりました。

つきましては、指定管理業務の在り方を検討していくために、本来の指定管理期間が終了するまでの間、市直営で施設を管理し、管理データの収集、調査、分析を行います。そのためには、民間事業者のノウハウを活かした施設管理に基づくデータの収集が必要であるため、温浴業務及びレストラン等運営業務の委託について、管理運営と住民サービスの向上、地域の活性化及び経費の節減等について創意工夫のある提案をする事業者を広く公募します。

なお本要項は、募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容については、別添「業務委託仕様書」を参考にしてください。

2 事業概要

(1) 事業名 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」温浴業務及びレストラン等運営業務の委託事業

(2) 契約内容 温浴業務:業務委託契約

レストラン及び物販(以下、「レストラン等」という。)運営

:行政財産の使用許可(行政処分)

(3) 契約期間 温浴業務委託契約:令和4年7月1日(予定)~令和6年3月31日 1年9ヶ月間

レストラン等運営 :令和4年7月1日(予定)~令和6年3月31日 1年9ヶ月間

(4) 対象施設の概要

当該施設は、本市に湧出した良質豊富な温泉資源の有効活用を図り、住民の生涯健康を実現するとともにひろく地域の活性化に資することを目的としています。

(ア) 施設名 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」(大宇陀温泉あきののゆ)

(イ) 所在地 奈良県宇陀市大宇陀拾生250番地の2

(ウ) 建築及び増改築年度並びに施設状況

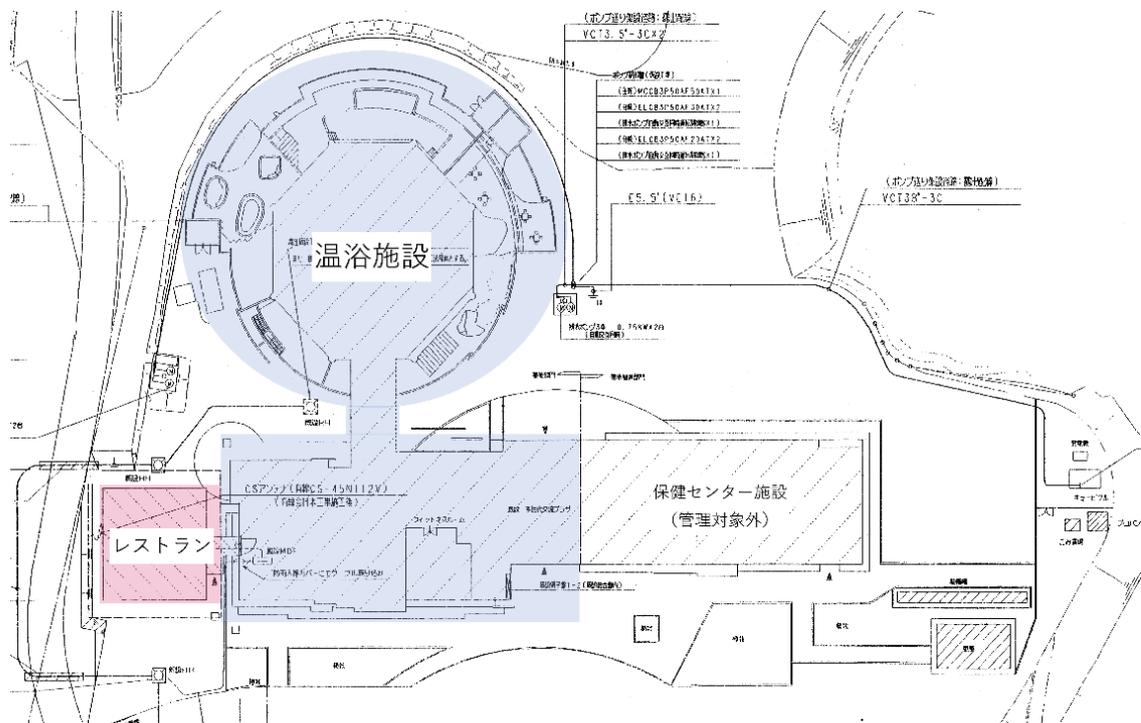
建物	鉄筋コンクリート造 平屋建て(一部地上2階地下1階)
面積	建物 2,576.47 m ² 、敷地 21,116.00 m ²
設置年月日	平成11年11月 平成18年 4月 各露天風呂改装、レストラン棟増築リニューアルオープン
内容	本体施設(温浴施設、機械室、大広間、レストラン、フィットネスルーム、ボディケア、事務所 等)、外構施設(駐車場、植栽等)、源泉及び送水施設
用途	複合施設(公衆浴場、飲食店、事務所)
湯量・泉温	泉質 50.0ℓ/分(動力揚湯) 34.0℃ アルカリ性単純温泉

(エ) 事業対象地

【宇陀市心の森(全体図)】



【施設平面図】



3 施設活用及び契約内容

(1) 施設活用方針

- (ア) 地域住民の生涯健康を実現する場として、より市民が利用しやすい施設管理を行うとともに、レストラン事業と温浴事業が良い相乗効果を生み出す計画を立て、施設全体の利便性の向上を図ること。
- (イ) 温浴施設及びレストラン等の機能について、民間のノウハウや創意工夫等を活かした提案をもとに事業実施計画書を作成し、それに基づき施設管理及び施設整備を行うこと。
- (ウ) 本業務に従事する者は、現在指定管理者が雇用している者のうち、継続して本施設での従事を希望する者を優先的に雇用すること。
- (エ) 事業実施計画は、地元の雇用創出（前号を除く雇用を行う場合）及び市への経済効果のある計画であること。
- (オ) 本業務の実施にあたり、市内業者（宇陀市内に本店を有する業者）を最大限に活用し、原則として現行の水準を下回らないようにすること。
- (カ) 本業務を遂行するにあたり、関係法令、委託契約書及び業務委託仕様書を遵守するとともに、本市の指示に従って誠実に業務を履行すること。
- (キ) 本施設敷地内の空きスペースの有効活用についても留意すること。
- (ク) 協力者がある場合には双方で協議調整し協力かつ連携して事業を行うこととし、紛争時には双方で解決すること。
- (ケ) 本業務を円滑に遂行するため、本市と協議を綿密に行うとともに、本業務の内容に不明な事項が生じた場合には、速やかに市と協議を行うこと。
- (コ) 本業務に関し適正な人員を配置し、上記協議事項が発生した場合の対応を行うものとする。
- (サ) 施設利用者の被災等に対し、現地で対応を行い、施設又は施設利用者に災害等があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告すること。
- (シ) 個人情報の保護の徹底及び防犯、防火、救急その他の緊急時の対策について適切な措置を講ずること。
- (ス) その他市長が必要と認める管理を行うこと。

(2) 契約等の内容

温浴業務は業務委託契約により、レストラン等運営業務は行政財産の使用許可により事業を行う。

・ 業務委託契約（温浴業務）

(ア) 施設委託部分：1 階（温浴施設、バーデルーム、屋外バーデゾーン、教養娯楽室等娯楽ゾーン、フィットネスルーム、リラクゼーションルーム、創作室、事務室、ロビースペース、機械室）、地下（ボイラー室、機械室）、外構施設（駐車場、植栽）

(イ) 契約期間：令和4年7月1日～令和6年3月31日 1年9ヶ月間

(ウ) 委託料 : 年額¥ 44,637,000 円以内（税込）

委託料は、提案内容のプレゼンテーション時に提示すること。

※令和4年度は委託開始日から令和5年3月31日までの日割り計算とする。

※委託料の上限額は、過去5年間の人件費、福利厚生費、一般管理費を参考に算出した。

・行政財産の使用許可(レストラン等運営)

(ア) 施設使用部分: 1 階(レストラン、玄関ホール、従業員用駐車場)

(イ) 使用面積 : 351.86㎡(レストラン212.16㎡、玄関ホール 77.20㎡、従業員駐車場 62.50㎡)

(ウ) 許可期間 : 令和4年7月1日~令和6年3月31日 1年9ヶ月間

(エ) 使用料 : 年額¥912,133円(税込)

※令和4年度は使用開始日から令和5年3月31日までの日割り計算とする。

※電気、ガス、上下水道、通信等費用については協議を行い、合理的に按分の上徴収する。

(オ) その他 : レストラン等運営業務に関する業務で施設のその他部分を使用する場合は、行政財産の使用許可申請を行うものとする。

4 留意事項

(1) 用途に関する条件

施設活用計画の提案に当たっては、次の用途は除外する。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第5号(パチンコ店等)まで、また同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号・以下「法」という。)第2条第1項第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために活用するなど、公序良俗に反する施設

(2) 守秘義務

本業務の履行に当たり知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない

(3) 個人情報の取扱い

個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱うこと。

(4) 再委託に関する事項

(ア) 受託者は本業務の一部について協力会社等へ再委託を行う場合は、あらかじめ書面によりその旨を市に申請し、承諾を得なければならない。なお、本業務の全部又は大部分を一括して再委託してはならない。

(イ) 受託者は再委託先事業者名、再委託の内容、再委託先の管理方法などを具体的に記載した文書を本市に提出すること。

(ウ) 再委託先の行為については、受託者が一切の責任を負うものとし、受託者の義務とされている事項につきその責めを免れないものとする。

(エ) 再委託先からの委託は原則認めない。やむを得ず実施する場合は、法令順守のもと、適切な管理を行い、再委託に関する事項を準用するものとし、あらかじめ書面によりその旨を市に申請し、承諾を得なければならない。

(6) 費用負担の条件

(ア) 行政財産の使用許可にて使用するレストラン等施設の電気、ガス、上下水道、通信等の費用については、市と協議を行い合理的に按分の上、受託者が負担すること。

(イ) 設備修繕等について、通常使用による故障や破損は、市が対応する。

(ウ) 事業開始後の施設の改修については市と協議の上可能であるが、貸付期間後は原則、原状復帰すること。

(5) その他契約条件

業務委託契約と行政財産の使用許可(以下「契約等」という。)の締結等について

- (ア) 受託候補者に決定した者は、基本協定書に定められた期日までに市と契約等行うこと。
- (イ) 契約等の締結に要する諸費用は、全て受託候補者に決定した者が負担すること。
- (ウ) 受託候補者に決定した者が、この期限内に当該契約等を締結しない場合は、次順位交渉権者と契約等を締結する。
- (エ) 敷地内の構造物に変更を加える場合には、事前に市と協議を行うこと。
- (オ) 受託者は、施設を運用するに当たり、必要に応じて隣接する施設等への騒音、照明、臭気等の障害が発生することのないよう十分に配慮する内容の協定を市と締結することとする。

5 参加資格

企画提案に参加しようとする者(以下「応募者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 応募者は、「宇陀市令和4・5年度物品購入等競争入札参加資格者名簿」に登録の有無を問わない。ただし、宇陀市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領(平成26年宇陀市告示第84号)に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (2) 応募者は、法人又は個人とする。なお、複数の者が共同して応募する場合(以下「共同事業体」という。)は、その中から代表を選定し、代表者が窓口になることとする。ただし、単独で応募された法人は、他の共同事業体の構成員になることはできない。また、同一の法人が複数の共同事業体の構成員になることはできない。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者(次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)に該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の活用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に活用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属する者に該当しないこと。

6 参加手順

(1) 担当部署及び問合せ先

宇陀市 農林商工部 観光課

TEL:0745-82-2457 連絡先Eメールアドレス:s-kankou@city.uda.lg.jp

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

(2) 募集要項等の配布

(ア) 配布期間:令和4年5月25日(水)~令和4年6月6日(月)

(窓口配布の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(イ) 配布場所及び受付場所

前号の担当部署窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードできる。

(3) 応募書類等の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期限

令和4年5月25日(水)~令和4年6月6日(月)午後5時必着

(イ) 提出場所:5(1)担当部署及び問合せ先に同じ。

(ウ) 提出方法:持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

又は郵送(提出期限内必着、書留郵便に限る。)

※提出期限後に書類が到着した場合は、無効とする。

※郵便事故については一切考慮しない。

7 現地説明会

(1) 開催日時:令和4年6月2日(木) 14時00分~16時00分(予定)

(2) 開催場所:宇陀市心の森「多世代交流プラザ」(大宇陀温泉あきののゆ)

所在地:奈良県宇陀市大宇陀拾生250番地の2

(3) 申込方法

現地説明会に参加を希望する者は、現地説明会参加申込書【様式 1】を作成し、5(1)担当部署及び問合せ先に提出すること。(FAX 及び電子メールによる提出可、ただしいずれの場合も電話により着信確認を行うこと。)

(4) 現地説明会への申込期限:令和4年6月1日(水)午後5時まで

(5) 現地説明会当日は本施設が休館日であるため、運転していない機器及び設備がある。

8 質疑及び回答

(1) 受付期間:令和4年5月25日(水)~令和4年6月3日(金) 正午 必着

(2) 質疑方法:持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、6(1)担当部署及び問合せ先に提出すること。(持参を除く提出方法の場合、電話により到着及び着信確認を行うこと。)

- (3) 質疑様式：質問書【様式2】により、質問事項を簡潔に記載すること。
- (4) 回答日時：令和4年6月3日（金）午後 5 時以降に行う。
- (5) 回答方法：質問への回答は市ホームページに掲載し個別には回答しない。なお、質問書に対する回答をもって募集要項の補完、追加及び修正とする。

9 応募書類等

(1) 参加表明に関する書類

(ア) 参加表明書【様式 3】

※共同事業体で参加の場合は、下記の書類を添付すること。

- ・共同事業体届出書【様式 3-1】
- ・共同事業体協定書
- ・委任状【様式 3-2】
- ・使用印鑑届

(イ) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書【様式 4】

(ウ) 法人登記簿謄本（1部）※法人の場合

(エ) 団体定款の写し

(オ) 法人概要、事業経歴書及び事業例がわかる資料（パンフレット等）

(カ) 直近3年間の決算書類

(キ) 誓約書【様式 5】

※イ、ウ及びエは、発行日から3か月以内のもの

(2) 企画提案に関する書類

(ア) 企画提案書

(Ⅰ) 企画提案書表紙【様式 6】

(Ⅱ) 提案趣旨書【様式 6-1】

(Ⅲ) 事業計画書【様式 6-2】

(Ⅳ) 収支計画書【様式 6-3】

(イ) 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」温浴業務委託料申出価格調書【様式 7】

※上記「(1) 参加表明に関する書類 (エ)、(オ)、(カ)」及び「(2) 企画提案に関する書類」については、11 部作成の上、提出すること。

※必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された企画提案書等の取扱い

(ア) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルによる受託候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、宇陀市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

(イ) 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

(ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(エ) 企画提案書等の著作権は、企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）に帰属する。

- (オ) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた損害賠償責任等は提案者が負う。

10 審査方法等

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

(ア) 開催日時: 令和4年6月9日(木) 午後1時00分から

(イ) 受付場所: 宇陀市役所 2階 観光課窓口

プレゼンテーション及びヒアリング実施の15分前までに受付を済ますこと。(規程の時間内に受付できない者は失格)

(ウ) 開催場所: 宇陀市役所 4階 第2委員会室

(エ) 実施順 : 申請受付順とする。なお、申請者には別途通知する。

(オ) 実施時間: 1提案につき、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度、選定者評価時間5分程度を予定

(カ) その他 : プレゼンテーションにパソコン等機器及びプロジェクターを使用する場合、プロジェクターは本市で用意するが、パソコン等その他必要機器は提案者で用意すること。また、パソコン等機器とプロジェクターとの接続テストの実施を希望する場合は、令和4年6月9日(木) 午前9時00分～午前11時00分の間、上記開催場所にて時間を設ける。なお、参加表明書【様式3】に接続テストの希望の有無と希望時間帯を明記すること。

(2) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

【配点基準】

特に優れている	5点
やや優れている	4点
標準的である	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

※配点が10点の項目については配点基準を2倍にて算出とする。

※価格点については、「審査基準」の審査内容欄に記載の計算方法により算出する。

(3) 審査方法

プレゼンテーション及びヒアリングについて、審査基準に基づいて審査を行ったうえ、公募型プロポーザルによる受託候補者選定委員会にて受託候補者を選定する。

(4) 受託候補者の選定方法

(ア) 提案団体ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを経て審査を行い、選定委員の平均審査点数が80点(満点130点)以上で最高得点となった団体を受託候補者として選定する。また、受託候補者に選定した者の次に平均審査点数が高い者を、次順位受託候補者とする。

(イ) 最高得点の者が複数の場合は、宇陀市心の森「多世代交流プラザ」温浴業務委託料の価格提案の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合について

は、審査基準における審査項目別の平均審査点数が【2】→【1】→【3】の順で高い者を受託候補者として選定する。

(ウ) ア、イに関わらず、総合点が80点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング実施の規定の時間までに受付ができなかった場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) この募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(エ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(オ) 選定者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(6) その他

(ア) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面(辞退届【様式 8】)により届け出るものとする。

(イ) 共同事業体で参加表明書を提出後、構成する法人に変更があった場合は、書面(共同事業体変更届【様式3-3】)により届け出るものとする。

(ウ) 企画提案書等については、1団体につき1提案に限る。

(エ) 提出期限後は、企画提案書等の書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

(オ) 提出書類を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。

(カ) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

(キ) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

11 選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において市ホームページにおいて公表する。

(1) 受託候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) 前号以外の提案者の名称

※名称は五十音順で表記する。

(3) 前号以外の提案者の総合点

※総合点は点数順で表記し、提案者が2者の場合は次点者の得点は公表しない。

(4) 選定者の所属及び役職名並びに氏名

12 契約手続

(1) 基本協定の締結

受託候補者は、受託候補者決定通知後10日以内を目安として市と企画提案内容に基づき十分協議の上、事業実施に向けた基本事項を定めた基本協定書の締結を行う。なお、受託候補者との協議が整わない場合、又は受託候補者が失格条件に該当した場合には、受託候補者との協議

を打切り、次順位受託候補者と交渉できるものとし、受託候補者と同様に扱うこととする。

(2) 基本協定の内容

基本協定書は、次の各項を中心とした内容とする。

温浴業務委託契約、行政財産の使用許可について

(ア) 契約等の締結、契約期間、使用料及び支払条件等

(イ) 企画提案内容に基づく基本計画の確認(基本計画書として作成し基本協定書に添付する。)

(ウ) その他合意すべき事項

(3) 契約等

基本協定書の締結後、温浴業務委託契約の締結及び行政財産の使用許可手続きを行う。

13 様式及び資料

本要項に添付している様式及び資料は次のとおり。

(1) 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」温浴業務委託仕様書

(2) 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」温浴業務及びレストラン等運営業務の委託事業応募書類
様式集

(3) 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」条例及び宇陀市心の森「多世代交流プラザ」条例施行規則

(4) 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」入込客数及び収支決算資料

(5) 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」備品台帳

14 募集等スケジュール

募集等スケジュールは以下のとおり予定する。

事業者募集要項の配布期間	令和4年5月25日(水)～令和4年6月6日(月)
現地説明会	令和4年6月2日(木) (予定)
質問受付期間及び回答	令和4年5月25日(水)～ 令和4年6月3日(金)正午まで 回答は、令和4年6月3日(金)午後5時以降に行う
応募書類等提出期間	令和4年5月25日(水)～令和4年6月6日(月)
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和4年6月9日(木) (予定)
受託候補者の決定	令和4年6月9日(木) (予定)
受託候補者との協議及び調整	令和4年6月9日(木)～ (予定)
基本協定の締結	令和4年6月中旬ごろ
業務委託契約等の締結	令和4年6月中旬ごろ
委託業務開始	令和4年7月1日(金)

※上記スケジュールは、変更となる可能性もある。

別表 審査基準

審査項目	審査内容		配点
【1】施設活用方針に基づく全体的審査	公共性	幅広い年代が利用でき、利用者の生涯健康を実現できる提案であるか。また、社会的弱者（障がい者や高齢者等）への配慮がなされた提案であるか。	10点
	相乗効果	レストランの事業内容が温浴事業と連携がとれた内容であり、それらの相乗効果により施設全体の利便性の向上が図られた提案であるか。	10点
	創意工夫	利用者の利便性の向上や販わい創出のため、民間のノウハウや経験を活かした提案であるか。	10点
	地域活性化	地元の雇用創出や市内事業者との連携など、地域の活性化が期待できる提案であるか。	5点
	協調性	市や本事業を行う上での協力者等との良好な協力体制を構築する内容の提案であるか。	5点
小計			40点
【2】提案内容に関する審査	実現性	事業実施体制が適切に構築されており、事業計画と収支計画の整合性も適切であり、明確かつ具体的に実現性の高い提案であるか。	10点
	効果・効率	事業が効果的、効率的に実施でき、将来的にも持続可能な提案であるか。	5点
	危機管理	防災や防犯、その他不測の事態に対応するための危機管理体制が図られた提案であるか。	5点
		新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた提案であるか。また、アフターコロナを見据えた提案であるか。	5点
	運営方針	集客の目玉となる取組がなされ、利用者の増加が期待できる提案であるか。	10点
	法令順守	周辺の環境保全及び法令順守が十分考慮された提案であるか。	5点
	安全管理	利用者の安全や衛生管理に十分配慮した提案であるか。	5点
小計			45点
【3】事業者に対する審査	経営状況	法人等の基盤が安定し、経営状況に問題はないか。	10点
	実績	類似事業の管理実績が良好であり、必要な管理運営が期待できるか。	10点
	適正	本事業への意欲・熱意・責任が感じられるか。	10点
小計			30点
【4】価格点	価格点=満点(15点)× (温浴業務委託料の全提案者中最低申出価格÷申出価格) ※小数点第2位以下は四捨五入する。		15点
小計			15点
合計			130点

